

DV防止普及啓発 パネル展を開催

11月25日は、女性に対する暴力撤廃国際日です。内閣府では、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを一層強化することを目的とし、11月12日～25日に「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します。

市も同運動に伴い、11月12日(月)～26日(月)に「DV防止普及啓発パネル展」を開催します。ぜひご覧いただき、DV防止の輪を広げてください。

所 市役所第二庁舎入口
企画政策課男女共同参画室
(☎042-387-9853)



パートナーからの暴力に 悩んでいませんか

ドメスティックバイオレンス(DV)は、殴る、ける等だけでなく、精神的・社会的・性的・経済的な暴力など、さまざまな形で現れ、被害を受けた人の

心や身体を傷つけてしまう人権侵害です。ひとりでは悩まず、まずはご相談ください。企画政策課男女共同参画室(☎042-387-9853)

| 相談先 | |
|---------------------|--------------|
| 企画政策課男女共同参画室 | 042-387-9853 |
| 東京ウィメンズプラザ | 03-5467-2455 |
| 東京都女性相談センター | 03-5261-3110 |
| 東京都女性相談センター多摩支所 | 042-522-4232 |
| 警視庁総合相談センター | 03-3501-0110 |
| 東京都女性相談センター(夜間・緊急時) | 03-5261-3911 |

国民年金社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書を交付

平成30年1月～12月に納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となります。(平成30年中に納付した過年度分や家族の分も含まれます)

年末調整、確定申告および市・都民税申告等で社会保険料控除として申告をする際には、納付した保険料を証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明した「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を日本年金機構から11月上旬に送付します。

年末調整や確定申告の際には、この証明書と10月1日以降に納付した領収証書が必要となりますので、大切に保管してください。
【控除証明書専用ダイヤル】
11月1日～平成31年3月15日

日の月曜～金曜 午前8時30分～午後7時、第2土曜 午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)
▽電話 0570-003-004
▽IP電話・PHS 03-6630-2525

国立川年金事務所(☎042-521-0352)

住宅用地の建て替え 特別制度の適用申請を

市内にある既存の住宅用家屋を建て替える際は、平成31年1月1日現在、更地や建設途中で家が完成していない場合、住宅用地の特別制度が適用されず、土地の固定資産税・都市計画税の税額が上がります。

ただし、一定の条件を満たしていれば引き続き特別制度の適用が受けられます。(平成31年度課税の対象です)
特別制度を適用するためには申請が必要です。適用条件や手続き等、詳しくはお問い合わせください。

申平成31年1月31日までに、市所定の申請書(資産税課で配布)に必要な事項を明記し、必要書類を添えて、資産税課土地係(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9821)へ

都営住宅の入居者募集

募集内容▽家族向け・単身者向け(一般募集住宅)▽若年夫婦・子育て世帯向け(定期使用住宅)
■申込書配布期間 11月1日(木)～9日(金)
■申込書配布場所 まちづくり推進課(市役所第二庁舎5階)、市役所第二庁舎1階受

付、管財課(市役所本庁舎1階)、施設管理室(同一階、夜間・休日のみ)、東京都住宅供給公社ホームページ
募集内容、申込資格等詳しくは、「都営住宅募集のご案内」をご覧ください

申11月13日(必着)までに、郵送で渋谷郵便局へ

給公社)募集センター(☎0570-010-810)11月1日～13日、☎03-3498-8894 <http://www.to-kousy.a.or.jp/>、まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9861)

子ども・子育て会議 委員選任結果

公募委員選考基準等により、次の方を委員に選任しました。
▽村上洋介さん(公募市民)
▽子育て支援課子育て支援係(☎042-387-9836)

はと等への えさやりについて

はと等、自然の中で生活している生き物に人がえさをあげることは、生態系のバランスを崩し、生活環境を乱す原因となります。また、ふんによる悪臭や害虫の発生など近隣トラブルの原因にもなります。

公共の場や他人の敷地にえさをまくような行為により、生き物が人に疎まれるような存在にならないよう、愛護家の方は、節度ある行動をお願いします。

環境政策課環境係(☎042-387-9817)

飼い主のいない猫対策

市では、飼い主のいない猫対策として地域猫活動の支援を行っています。同活動では、地域に住みつく「飼い主のいない猫」による問題の対策を、地域住民と行政、ボランティアの三者協働で役割分担をして取り組んでいます。

ふん尿被害など飼い主のいない猫に関して困りの方は、環境政策課までご連絡ください。

【飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用の補助】
補助金額 雌1万円、雄5千円(いずれも1匹あたり)

【猫除けグッズを支給】
市と協働で行っている登録ボランティアの方
猫除けグッズを無料で支給しています。

支給場所 環境政策課(市役所第二庁舎4階)
環境政策課環境係(☎042-387-9817)

代理人が手続きをする 場合は委任状を

市民課で代理人が各種手続きをする場合は、原則として本人(依頼する人)直筆の委任状と代理人(来庁者)の運転免許証、保険証などの本人確認書類が必要です。

また、請求の際には、住民票、戸籍関係書類の具体的な請求理由を明らかにしていただく場合があります。

なお、印鑑登録、印鑑登録証明書の交付、マイナンバー関係は取り扱いが異なります。※委任状の書式は、市ホームページに掲載されています。

【委任状が必要でない場合】
次の方が来庁する場合は、委任状は必要ありません。

▽住民票 同一世帯の方
▽戸籍関係書類 該当の戸籍に名前が記載されている方、直系の親族(親子等) ※ただし、戸籍関係書類のうち身分証明書・独身証明書は、本人以外の方が来庁する際には委任状が必要です

▽住所異動 転入・転出は市内で同一世帯の方、転居(市内での住所変更)は引越後の住所で同一世帯の方
▽市民課市民係(☎042-387-9830)

不用品交換コーナー

資源の節約、ごみの減量のため、家庭で使用しなくなった不用品を紹介するコーナーを設置しています。

利用方法 直接、経済課(市役所第二庁舎4階)へお申し込みください。登録カードを不用品交換コーナーに掲示して紹介します(掲示は4か月間)。当事者間で直接交渉し、必ず交渉結果をご連絡ください

他 市内在住の方に限ります
問 経済課消費生活係(☎042-387-9831)



秋の火災予防運動

火の用心 一人一人の心掛け
作者 向井洋平さん・葛飾区在住
(平成30年東京消防庁防火標語)

11月9日(金)～15日(木)は秋の火災予防運動です。特に「寝たばこをしない」「こたしは火をつけたまま離れない」「ストーブの近くに燃えやすいものを置かない」ようにしましょう。

問 小金井消防署予防課(☎042-384-0119)

【消防団員による巡回広報活動】
消防団および小金井消防署では、市民の皆さんに防火に対する意識を高めてもらうため、市長・市議会議員等の参加のもと市内巡回広報を行います。

問 地域安全課防災消防係(☎042-387-9807)